

令和8年3月27日
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会の役員候補者の公募について

1 公募する役員候補者の役職

理事1名(常勤の理事長候補者)

2 就任予定時期及び任期

令和8年度定時総会の終結時(令和8年6月予定)から令和10年6月予定の定時総会の終結時までとなります。

3 応募方法等

(1) 応募期間

令和8年3月27日(金)から令和8年4月17日(金)【4月17日必着】

(2) 応募書類

別紙「職務内容書」をご覧ください、以下の応募書類を(3)の提出先へ郵送願います。

※封筒表面に「役員応募書類在中」と朱書きしてください。

※Eメールによる応募は受け付けません。

なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。

① 履歴書

JIS規格の履歴書用紙を用いて、最近3ヶ月以内に正面撮影した顔写真を貼付してください。なお、職務経歴は時系列に可能な限り詳細に記入してください。

② 自己アピール文書

・A4判1～2枚以内、1,200～1,600字程度とすること。(活字は11ポイントとします。)

・応募の理由、自らが公募ポストに適任であるとする理由、就任後の抱負等をまとめてください。

(3) 応募書類の提出先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目2番1号日土地内幸町ビル2F

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 総務部宛

4 選考方法

公募役員候補者選定委員会において役員候補者を選考します。同委員会は、必要に応じて面接を行う場合があります。

注1) 役員を選任は、公募役員候補者選定委員会の選考を経て、当協会の定時総会において行われます。

注2) 役員選出後の新役員で開催される理事会において、互選により理事長を決めて就任していただくことになります。

注3) 公募役員候補者選定委員会における選考の結果は、合否にかかわらず全員に通知いたします。

注4) 審査の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

5 選考の視点

「公募役員候補者選定委員会」において職務内容書で求める資格経験等を踏まえ、公募ポストの役員としての適性を有しているかどうかを総合的に判断します。

6 職務内容

職務内容の詳細等は別紙の職務内容書をご覧ください。

7 お問い合わせ

以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

担当者： 総務部 水船

代 表： 03-3509-1161

F A X： 03-3509-1165

8 その他

① 応募に係る費用は全額応募者の負担とします。

② 提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用しません。

職務内容書

1 公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会の業務概要

わが国の農林水産業、食品産業、その他これらに関連する産業の発展に資するために、産官学の連携と広範な業際的交流を通じ、農林水産・食品分野における試験研究及び革新的な技術開発並びに情報交流の促進に関する支援等を総合的に行い、農林水産業・食品分野におけるイノベーションの促進及び産業の振興に寄与することを目的としています。

このため、農林水産・食品分野における技術開発に関して、産学官を結ぶ架け橋の役割を果たしつつ、次の事業を進めています。

- ① 農林水産・食品分野における試験研究、革新的技術開発及びこれらの産業化の動向並びに関連する政策に関する調査研究及びこれに基づく関係機関への提言
- ② 農林水産・食品分野における試験研究及び技術開発に関する情報の収集、編集及び提供
- ③ 農林水産・食品分野における研究開発事業の企画及び実施
- ④ 農林水産・食品分野における試験研究及び技術開発に関し功績のある者の表彰
- ⑤ 農林水産・食品分野における革新的技術開発の成果に関する試験評価の受託及びあつ旋
- ⑥ 農林水産・食品分野における研究成果の移転及び普及
- ⑦ 農林水産・食品分野における研究成果の情報の交換
- ⑧ 農林水産・食品分野における技術開発と産業化に関する国際交流
- ⑨ 農林水産・食品分野における技術開発に関する講演会及び講習・研修会の実施
- ⑩ 農林水産・食品分野における技術開発に関する出版物の発行
- ⑪ 農林水産先端技術研究所の設置及び運営
- ⑫ その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 役職及び職務内容

理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号に規定する代表理事であり、具体的な職務内容は以下のとおりです。

- ・定款等の規定に基づき、代表理事として当協会を代表する。
- ・会長を補佐し、会務を執行するとともに事務局を統括する。
- ・毎年度2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

3 必要な資格・経験等

- (1) 農林水産・食品分野における試験研究・技術開発に関する十分な知見を有すると

ともに農林水産施策全般に通じていること。

(2) 当協会の事業目的達成に向け、経験等に基づく折衝力・調整力を発揮して関係機関・団体との連携を強化して事業の円滑な推進をリードするほか、組織内部を強力に指揮・監督する能力を有していること。

(3) 心身共に健康で、就任時において原則 70 歳未満であること。

ただし、当協会の業務遂行上、当人の知見が特に必要と認められる場合には、年齢制限を問わない場合もあります。

4 欠格条項

「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)」第 6 条第 1 号の理事等欠格事項に該当する場合は、理事となることはできません。

5 勤務条件及び報酬等

- ① 勤務地：東京都千代田区内幸町 1 丁目 2 番 1 号 日土地内幸町ビル 2 階
- ② 勤務時間等：役員であることから勤務時間等の定めはありませんが、常勤の役員については、常勤職員と同様に、毎週月曜日から金曜日の 9 時～17 時 30 分までの勤務を原則とします。
- ③ 報酬等：年間約 9,720 千円及び通勤手当を支給。
但し、65 歳を超えている者は、年間約 8,748 千円及び通勤手当を支給。なお、報酬等の条件は予定であり変わることがあります。
- ④ 福利厚生：社会保険、健康診断

(参考)

「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)」

(欠格事由)

第 6 条

次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

第 1 号(理事、監事、評議員の欠格事由)

イ 第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取り消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であった者でその取り消しの日から 5 年を経過しないもの

ロ 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

- ・ 認定法の規定に違反したこと
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)の規定に違反したこと
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)の規定(同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。)に違反したこと
- ・ 刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2 第 1 項、第 222 条又は第 247 条の罪を犯したこと
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)第 1 条、第 2 条又は第 3 条の罪を犯したこと
- ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと

ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)」

(理事会設置一般社団法人の理事の権限)

第 9 1 条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。